

西武学園文理小学・中学・高等学校後援会会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は西武学園文理小学・中学・高等学校後援会と称し、事務所を本校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は本校の教育の充実・振興に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本校の教育活動振興のための援助
- (2) 本校の施設設備の拡充、整備のための援助
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業日

第4章 会員

第4条 本会は正会員と賛助会員によって構成される。

第5条 正会員は本校児童・生徒の保護者、またはこれに代わる者とする。

第6条 賛助会員および特別会員は本会の趣旨に賛同し、学園が認めた者とする。

第5章 役員等

第7条 本会に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

2 本会に特別顧問、顧問および相談役をおくことができる。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会において、重要事項を審議するほか各種事業の企画、運営にあたる。
- (4) 幹事は庶務および会計にあたる。
- (5) 監事は会計を監査する。

第9条 役員等の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、会員の中から理事会において選出し、総会で承認する。
- (2) 理事は会員の中から選出し、総会において承認する。
- (3) 幹事は会長がこれを委嘱する。
- (4) 特別顧問、顧問は理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。相談役は、校長がこれにあたる。

第10条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 特別顧問、および顧問の仕事は2年とし、再任を妨げない。

第6章 会議

第11条 本会に次の会議をおく。会議は会長が召集し、議長は会長がこれにあたる。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第12条 総会は、年1回開催し、次の事項を決定する。

- (1) 会則の制定および改正
- (2) 役員ならびに予算・決算の承認
- (3) その他本会の組織・運営に関する重要事項

2 次の場合に、臨時総会を開くことができる。

- (1) 3分の1以上の会員から開催の要請があり、会長が必要と認めた場合
- (2) 会長が必要と認めた場合

3 議会の議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第13条 理事会は、会長、副会長、理事、幹事および監事をもって構成する。

2 理事会の審議事項は、予め相談役の助言を受け、これを調整するものとする。

第7章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金、およびその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年額 13,000円とする。
- (2) 賛助会員は、年額一口 10,000円以上とする。

第16条 新入正会員は、入会金として10,000円を納入する。

第17条 第4章、第5条により、既に正会員となっている場合は、第15条1項ならびに第16条については、一家庭一会員を原則とする。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本会運営上必要な細則は別に定める。

第20条 本会の下部組織として、英風会、樹徳の会、北斗星の会を置く。運営上必要な会則は別に定める。

第21条 第15条および第16条は、昭和59年度より適用する。

第22条 本会則は、昭和58年10月1日から施行する。

第8章 附 則

昭和59年5月26日一部改正

昭和60年5月25日一部改正

昭和61年6月 7日一部改正

昭和63年5月28日一部改正

平成 4年5月25日一部改正

平成 5年5月29日一部改正

平成 9年6月21日一部改正

平成16年6月 5日一部改正

平成17年6月 4日一部改正

平成18年6月17日一部改正